

○日本育英会寄付金事業実施規程

平成11年9月14日

達第986号

(趣旨)

第1条 日本育英会（以下「本会」という。）が、篤志家等から寄せられた寄付金を有効に活用するため、補導業務の一環として奨学生を対象に実施する事業（以下「寄付金事業」という。）については、この規程の定めるところによる。

(寄付金事業の目的及び種類)

第2条 前条の寄付金事業は、奨学生の自己啓発及び奨学生としての自覚を促すとともに勉学の一層の進展を奨励することを目的とし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 奨学生から論文等の作品を募集し、優れた作品を表彰する事業
- (2) 前号のほか、寄付金事業の目的を達成するために会長が必要と認める事業

(事業の実施方法等)

第3条 前条に掲げる寄付金事業は、原則として、毎年度実施するものとする。

- 2 前条第1号の寄付金事業を実施するため、奨学生表彰者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 3 選考委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事業成果の公表)

第4条 本会は、寄付金事業を実施したときは、その成果をまとめ、公表するものとする。

(実施細則)

第5条 この規程を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成11年9月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

(関連要項等の廃止)

- 2 日本育英会育英寄付金事業の実施要項（平成9年5月1日決済）及び日本育英会育英寄付金事業の実施要領（平成9年5月1日決済）は、廃止する。